

了鳥取県公報

平成12年12月6日(水) **号外第**112号

每週火:金曜日発行

目 次

監査公告

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、平成11年度に係る財務に関する事務の執行等に ついて監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次 のとおり公表する。

平成12年12月6日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦

井 上 耐 子 同

奥 田 保 明 同

松 \blacksquare

1 報告

(1) 監査の概要

ア 監査の対象事務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行わ れているか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて、同条第7項に基づ く財政援助団体等の監査について、出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の設立の目的及び趣旨 に従って適正に行われているかについて次のとおり実施した。

イ 監査の実施方法

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取するこ とを基本とした監査(以下「実地監査」という。)により行うことを原則としたが、一部の地方機関につ いては、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する監査(以下「書面監査」という。) により行った。

ウ 監査実施機関の数

	X	分		監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	うち実地監 査機関の数
知	事	部	局	130	130	123
企	¥	Ě	局	4	4	4
病	ß	完	局	3	3	3
教	育多	委 員	会	50	50	30
警	察	本	部	12	12	7
委	員	会	等	3	3	3
県	議会	事 務	局	1	1	1
	言	†		203 2		171
財i	政援	力団 体	等	275	19	19
	合	計		478	222	190

エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦

井上 耐子

奥田 保明 同

松田 一三 同

(2) 監査結果

ア 概要

全体としては概ね適正に処理されていたが、一部の収入事務について不適正なものがあったのでイ実施 状況に記載のとおり指摘し、改善するよう求めた。

また、その他次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項を口頭又は文書により注 意等を行った。

(ア) 収入事務

調定の漏れ、誤り、遅延等、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

(イ) 支出事務

旅費支給の誤り、精算時期の遅延、使用見込み以上の物品の購入その他の支出事務手続の不適正

(ウ) 契約事務

予定価格の未設定、契約の遅延、契約書記載内容の不備その他の契約事務の不適正

(エ) 補助金等交付事務

交付申請及び交付決定の遅延その他の補助金等事務処理の不適正

(オ) 財産管理

取得した土地の未登記、用途廃止、使用許可等の手続の遅延、債権残高の誤りその他の財産管理事務 の不適正

イ 実施状況

(ア) 総務部

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法
秘	書		課	平成12年10月25日				実地	監査	

県 民	室	平成12年10月18日	"
総務	課	平成12年10月25日	"
管 財	課	平成12年10月16日	"
職員	課	平成12年10月13日	"
財 政	課	平成12年10月19日	"
税 務	課	平成12年10月11日	"
市町村振興	課	平成12年10月16日	"
同 和 対 策	課	平成12年 9 月 8 日	"
国 際	課	平成12年10月13日	"
東京事務	所	平成12年 6 月 8 日	"
大 阪 事 務	所	平成12年 6 月 9 日	"
公 文 書	館	平成12年10月25日	"
自治研修	所	平成12年 5 月12日	"
東部県税事務	所	平成12年8月3日	"
中部県税事務	所	平成12年 7 月25日	"
西部県税事務	所	平成12年 7 月26日	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(イ) 企画部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法			
企 画 課	平成12年10月25日	実地監査			
公園都市政策課	平成12年10月12日	"			
文 化 振 興 課	平成12年10月19日	"			
交 通 政 策 課	平成12年10月18日	"			
女性青少年課	平成12年10月10日	"			
統 計 課	平成12年10月11日	"			
鳥取空港管理事務所	平成12年 6 月 2 日	"			
女性就業援助センター	平成12年10月10日	"			

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない よう適正な事務処理を行われたい。

コンサート入場料の収納事務において、県口座への払込み時期が遅延しているものがあった。(文 化振興課)

なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(ウ) 福祉保健部

	実施日	実施方法
福祉保健課	平成12年10月25日	実地監査
障害福祉課	平成12年10月18日	"
長 寿 社 会 課	"	"
児 童 家 庭 課	平成12年10月17日	"
医 務 薬 事 課	平成12年10月18日	"
健康対策課	平成12年10月12日	"
保 険 課	平成12年10月18日	"
国 民 年 金 課	"	"
東部健康福祉センター 東部福祉事務所 鳥 取保健所	平成12年 7 月17日	II.
東部健康福祉センター 八頭地域保健福祉部	平成12年 7 月18日	"
中部健康福祉センター 中 部 福 祉 事 務 所 倉 吉 保 健 所	平成12年 6月14日	II .
西部健康福祉センター 西 部 福 祉 事 務 所 米 子 保 健 所	平成12年6月6日	II .
西部健康福祉センター 日野地域保健福祉部	平成12年 8 月25日	書面監査
福祉相談センター 婦人相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 中央児童相談所	平成12年 7 月17日	実地監査
皆 成 学 園	平成12年 5 月16日	"
積 善学 園	平成12年 4 月18日	"
皆生小児療育センター	平成12年 6 月 5 日	"
鳥取療育園	平成12年 6 月15日	"
母 来 寮	平成12年 5 月17日	"
岩井長者寮	平成12年 4 月18日	11
倉吉児童相談所	平成12年 7 月25日	"
米子児童相談所	平成12年 7 月26日	"
喜 多 原 学 園	平成12年 4 月26日	"
保育専門学院	平成12年8月25日	書面監査
鳥取看護専門学校	平成12年 6 月15日	実地監査
倉吉総合看護専門学校	平成12年 8 月25日	書面監査
精神保健福祉センター	"	"

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない よう適正な事務処理を行われたい。

児童福祉費負担金の現金収納事務において、収納した現金の払込みが遅延しているもの及び現金出 納簿に記載のない現金収納があった。(福祉相談センター)

なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(工) 生活環境部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	村	幾	関	実 施 日 実 施 方 法
環	境	政	策	課	平成12年10月25日 実地監査
廃	棄物	刃 対	策	課	平成12年10月26日 "
景	観	自	然	課	平成12年 9 月 8 日 "
県	民	生	活	課	平成12年10月13日 "
消	防	防	災	課	平成12年10月25日 "
衛	生	研	究	所	平成12年 6 月 2 日 "
食	肉 衛	生札	食 査	所	平成12年 4 月24日 ″
消	費生活	舌セ	ンタ	_	平成12年8月25日 書面監査
消	防	Ė	学	校	II II

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(オ) 商工労働部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象		機	関	実 施 日 実 施 方 法
商		政		課	平成12年10月26日 実地監査
経	営	流	通	課	平成12年10月10日 "
I	業	振	興	課	平成12年 9 月 8 日 "
観		光		課	平成12年10月17日 "
労	政 能	力	開発	課	平成12年10月11日 "
職	業	安	定	課	平成12年10月13日 "
雇	用	保	険	課	" "
計	量	検	定	所	平成12年10月26日 "
米	子商工	労:	政事務	所	平成12年 4 月25日 "
産	業技	析t	ュンタ	_	平成12年 6 月15日 "
倉	吉高等	技	術専門	校	平成12年 5 月17日 "
*	子高等	技	術専門	校	平成12年8月25日 書面監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(力) 農林水産部

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法
農	E		課	平成12	2年10月	月26日		実地監査		
大規模	舌性化プロ	1ジェクト	推進室	平成12		,	,			

経営指導課	平成12年10月12日	"
農産園芸課	平成12年10月13日	"
畜 産 課	平成12年10月12日	"
耕 地 課	平成12年10月17日	"
農村整備課	"	"
林 務 課	"	"
森 林 保 全 課	平成12年10月10日	"
水 産 課	平成12年10月11日	"
漁 港 課	平成12年10月16日	"
鳥取地方農林振興局 鳥取農業改良普及センター 気高農業改良普及センター 鳥取家畜保健衛生所	平成12年 7 月19日	"
八頭地方農林振興局 八頭農業改良普及センター	平成12年 7 月18日	"
倉吉地方農林振興局 倉吉農業改良普及センター 東伯農業改良普及センター 倉吉家畜保健衛生所	平成12年 6 月 2 日	II
米子地方農林振興局 米子農業改良普及センター 西伯農業改良普及センター 米子家畜保健衛生所	平成12年6月6日	n.
日野地方農林振興局 日野農業改良普及センター	平成12年 7 月27日	11
農業大学校	平成12年 5 月16日	"
病害虫防除所農業試験場	平成12年 4 月19日	"
園 芸 試 験 場	平成12年 6 月14日	"
畜 産 試 験 場	平成12年 4 月24日	"
中小家畜試験場	平成12年 4 月25日	"
大山農地開発局	平成12年6月6日	"
林業試験場	平成12年 4 月19日	"
境港水産事務所境港水産物地方卸売市場	平成12年 4 月26日	"
水 産 試 験 場 栽 培 漁 業 センター	平成12年 6 月 5 日	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(キ) 土木部

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法	
管	珰	Į.	課	平成12年10月26日			実地監査				
道	路	<u> </u>	課	平成1	2年10月	月19日		"			

都	市	計	画	課	"	"
下	水		道	課	"	"
河		Ш		課	"	"
港		湾		課	"	"
砂	防	利	水	課	平成12年10月10日	"
建		築		課	"	"
住		宅		課	平成12年 9 月 8 日	"
I	事	検	查	室	平成12年 9 月 7 日	"
鳥	取土	木	事 務	所	平成12年 7 月19日	"
郡	家 土	木	事 務	所	平成12年 7 月18日	"
倉	吉土	木	事 務	所	平成12年 7 月25日	"
*	子 土	木	事 務	所	平成12年 7 月26日	"
根	雨土	木	事 務	所	平成12年 7 月27日	"
姫	路鳥取	線月	地事務	所	平成12年 6 月15日	"
鳥	取 港	湾	事 務	所	平成12年 7 月17日	"

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない よう適正な事務処理を行われたい。

- (a) 特殊車両通行許可において、申請手数料の徴されていないものがあった。(鳥取土木事務所)
- (b) 道路占用料等の使用料について、調定及び収入の時期が遅延しているものがあった。(郡家土 木事務所)
- (c) 港湾施設使用料について、調定額を誤っているものがあった。(米子土木事務所) なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(ク) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法
出			局	平成12	2年10	月13日		実地	監査	

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(ケ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象		機	関	実	施	日	実	施	方	法
企	業局				平成1	実地監査					
東	部	事	務	所	"			"			
中	部	管	理	所	"				,	,	
西	部	事	務	所	平成12年 6 月 5 日				,	,	

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(コ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法
病	ß	完	局	平成12年 6 月16日			平成12年 6月16日 実地監査			
中	央	病	院	"				,	,	
厚	生	病	院		"			,	,	

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(サ) 教育委員会

対 象 機		実施日	実施方法
- X	 課	平成12年10月26日	実地監査
		平成12年10月26日	// // // // // // // // // // // // //
	× m · ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	一	"
	メ 麻 国 課	" 平成12年10月11日	"
	9	平成12年10月11日	"
	ョ ox 課		"
	 建 課	平成12年10月12日	"
福利	e ok 課	│ │ 平成12年 9 月 7 日	"
│ 教育研修セン ├────────────────────────────────────		平成12年 8 月25日 平成12年 5 月11日	書面監査 実地監査
王 佐 子 自 じ ノ	館	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	夫地監旦
博物		"	"
埋蔵文化財セン		" 平成12年 8 月25日	
スポーツセン		平成12年 5 月12日	実地監査
鳥取東高等		平成12年8月25日	書面監査
鳥取西高等		平成12年 5 月11日	実地監査
同附属久松幼		7,32,124, 37,111,11	大心血直
鳥取商業高等	学校	平成12年 6 月 2 日	"
鳥取工業高等	学校	平成12年 6 月15日	"
鳥取西工業高等	等学校	平成12年 8 月25日	書面監査
鳥取農業高等	学校	"	"
岩美高等	学校	"	"
八頭高等	学 校	平成12年 5 月11日	実地監査
智頭農林高等	学校	平成12年 4 月19日	"
青谷高等	学 校	平成12年 8 月25日	書面監査
倉 吉 東 高 等	学 校	平成12年 5 月16日	実地監査
倉吉西高等	学 校	平成12年 8 月25日	書面監査
倉吉農業高等	学校	平成12年 6 月14日	実地監査
倉吉産業高等	学校	平成12年 5 月16日	"
		1	ı

倉吉工業高等学校	平成12年 5 月17日	"
由良育英高等学校	平成12年 6 月14日	"
赤碕高等学校	平成12年 8 月25日	書面監査
米子東高等学校	平成12年 6 月 5 日	実地監査
米子西高等学校	平成12年 4 月25日	"
米 子 高 等 学 校	平成12年 8 月25日	書面監査
米子南商業高等学校	"	"
米子工業高等学校	"	"
淀江産業技術高等学校	平成12年 6 月 5 日	実地監査
境 高 等 学 校	平成12年 4 月26日	"
境水産高等学校	平成12年11月16日	書面監査
境港工業高等学校	平成12年 8 月25日	"
根雨高等学校	"	"
日野産業高等学校	"	"
鳥取盲学校	"	"
鳥 取 聾 学 校	平成12年 4 月18日	実地監査
鳥取養護学校	平成12年 8 月25日	書面監査
白 兎 養 護 学 校	平成12年 5 月12日	実地監査
倉 吉 養 護 学 校	平成12年 8 月25日	書面監査
皆 生 養 護 学 校	平成12年 4 月24日	実地監査
米 子 養 護 学 校	平成12年 8 月25日	書面監査

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(シ) 警察本部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象		機	関	実 施 日 実 施 方 法
警	察 本 部		部	平成12年10月17日 実地監査	
岩	美	警	察	署	平成12年 4 月18日 "
鳥	取	警	察	署	平成12年8月25日 書面監査
郡	家	警	察	署	" "
智	頭	警	察	署	平成12年 4月19日 実地監査
浜	村	警	察	署	平成12年8月25日 書面監査
倉	吉	警	察	署	平成12年 5 月17日 実地監査
八	橋	警	察	署	平成12年 4 月24日 "
*	子	警	察	署	平成12年 4 月25日 "
境	港	警	察	署	平成12年8月25日 書面監査
溝	П	警	察	署	平成12年 4月25日 実地監査
黒	坂	警	察	署	平成12年8月25日 書面監査

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(ス) 委員会等

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実施 方法			
監査委員事務局	平成12年10月26日	実地監査			
人事委員会事務局	平成12年 9 月 7 日	"			
地方労働委員会事務局	"	"			

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(セ) 県議会事務局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対	象	機	関	実	施	日	実	施	方	法
県	議会	事務	局	平成12		実地	監査			

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

(ソ) 財政援助団体等

対 象 機 関	実施日	実 施 方 法
財団法人とっとり政策総合研究センター	平成12年 7 月17日	実地監査
鳥取県文化団体連合会	平成12年 8 月 1 日	"
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	平成12年 8 月 3 日	"
財団法人鳥取環境大学設立準備財団	平成12年 8 月 4 日	"
財団法人鳥取県保健事業団	"	"
財団法人鳥取県国民年金福祉協会	"	"
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成12年 8 月 3 日	"
財団法人とっとりコンベンションビューロー	平成12年 7 月26日	"
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成12年 8 月 3 日	"
千代三洋工業株式会社	平成12年 8 月 1 日	"
財団法人米子勤労総合福祉センター	平成12年 7 月26日	"
境港 F A Z 計 画 等 地 域 活 性 化 協 議 会	平成12年 8 月 4 日	"
鳥取県職業能力開発協会	平成12年 8 月 1 日	"
財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	"	"
鳥取県漁業信用基金協会	"	"
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成12年8月3日	"
財団法人鳥取県建設技術センター	平成12年 7 月25日	"
鳥取県高等学校体育連盟	平成12年 7 月19日	"
財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成12年 7 月17日	"

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、口頭又は文書による注意等を行った。

2 監査意見

(1) 総務部

ア 行政財産等の使用料及び財産貸付収入の徴収について(管財課)

行政財産使用料及び財産貸付収入等の徴収時期が統一されていない状況であり、徴収時期が遅れている 事例が多い。

ついては、臨時的に許可するものを除き、前年度からの継続許可等の年間を通じて許可や貸付けを行う 行政財産等に係る収入は、年度当初に徴収するよう対応されたい。

イ 各施設の清掃委託における標準仕様の作成について(管財課)

地方機関の庁舎等の清掃委託費用は、平成11年度で3億2千5百万円であり、その平均単価は1平方メー トル当たり百円未満から4千円台までと大幅な違いが見受けられるが、その原因の1つとして清掃業務の 仕様が統一されていないことが考えられる。

ついては、各施設の利用形態等も十分考慮した上で、庁舎等の清掃に係る基本的な部分について標準的 な仕様を作成する等全庁的に統一が図られるよう検討されたい。

ウ 売店、自動販売機等に係る行政財産の使用許可について(管財課)

売店、自動販売機等に係る行政財産の使用許可について調査したところ、次のような問題点があるので、 検討の上改善されたい。

また、自動販売機、売店及び食堂について、使用許可を受ける者によって使用料の減免率が異なってい る場合があるが、その取扱いについて検討されたい。

(ア) 許可を受けた者と実際に使用する者が異なっているものがある。

(イ) 許可を受けた者が、使用者から行政財産使用料相当額以外に手数料等を徴しているものがある。

エ 公用車の使用状況等について(財政課)

公用車の使用状況を調査したところ、所属間、部局間に相当のばらつきがあり、必ずしも効率的に使用 及び管理されているとはいえないものが見受けられた。

平成12年3月から本庁では、所管部局以外でも使用可能とするシステムが試行されているが、この使用 状況を参考として、さらに現在試行されている以外の車両や地方機関においても総合事務所単位で実施す る等、効率的な利用促進策を検討されたい。

また、公用車の交通事故も毎年発生しており、示談等の事故に起因する事務処理の軽減を図るため、任 意保険への加入も検討されたい。

オ 国際交流の今後のあり方について(国際課)

県政の主要課題として、官民一体となって北東アジア諸国を中心に国際交流が進められ、人的・経済的 交流が年々進んできている状況にある。

一方では、情報通信技術社会の進展に伴って、国際交流の範囲は世界的規模になる方向にあり、また、 市町村、学校及び地域における国際交流の範囲が拡大する傾向にある。

このような中で、引き続き北東アジアとの交流を積極的に推進するとともに、他の国々との交流も視野 に入れた中・長期的な国際交流のあり方について検討されたい。

カ 人脈づくりや情報収集及びPRのあり方について(東京事務所)

東京事務所においては、中央省庁との情報交換、県人会や同窓会の開催等により人脈づくりや情報収集 を行ってきたところであるが、国家公務員倫理法の制定等に伴い、国と県職員との交流が制約されたり、 県人会の会員が年々減少する等、人脈形成、情報収集等の機会が大幅に減少している状況にある。

ついては、今後とも中央省庁や県人会、同窓会等との人脈づくりや情報収集を積極的に進めるとともに、 **県ゆかりのマスコミ関係者、観光旅行の取次業者をはじめ本県に関わりがある民間の人を発掘して交流す** る等、新たな人脈づくり、情報収集のあり方を検討されたい。 さらに、県情報の積極的な発信についても検討されたい。

(2) 企画部

ア とっとり政策総合研究センターの今後のあり方について(企画課)

財団法人とっとり政策総合研究センターは、県から多額の出資金、補助金等を投入して運営されている ところであるが、以下の問題点が生じている。

- (ア) 役職員が短期間で交代する派遣職員等で構成されており、腰を据えた調査研究ができる体制となっていない。
- (イ) 低金利により出資金の運用益が減少しているため、補助金や委託料に依存する度合いが強く、本来 充実すべき自主研究への取り組みが弱くなっている。

ついては、これらの状況を勘案の上、本県のシンクタンク(頭脳集団)としての機能をより一層果たす ための方策を検討されたい。

イ 公園都市政策の今後のあり方について(公園都市政策課)

公園都市政策課は、第7次総合計画の基本目標である公園都市構想の推進を始め、地域づくり、特定地域振興、土地対策等県政の重要施策を所掌してきたが、平成12年4月の機構改革により、土地対策関係の事業が都市計画課に移管され、さらに、第7次総合計画及び拠点施設整備事業(倉吉未来中心)も本年度には完了する等、課として取り組むべき主要事業が分かりにくい状況にある。

ついては、今後取り組むべき事業の再構築を図るとともに、組織体制を含め、今後の公園都市政策のあり方について検討されたい。

(3) 福祉保健部

ア 老朽化した県立社会福祉施設の整備について(福祉保健課・部内共通)

県立社会福祉施設については、多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の面積も狭い等入所者の居住性 と利便性に十分対応できない状況にある。

福祉保健部においては中期的な整備計画の策定について検討中と聞いているが、その時期が明確でない。 ついては、行政と民間との役割分担を検討の上、県立社会福祉施設の整備計画等を早期に策定され、そ の推進に努められたい。

イ 貸付金及び各種負担金等の回収マニュアルの作成について(部内共通)

母子寡婦福祉資金に係る返還金等の各種返還金・負担金については、平成11年度末においても依然として多額の収入未済額がある。

福祉保健部内の各健康福祉センター、児童相談所等においては、それぞれ回収に努めているが、回収の 方針や手法は統一されているとは言い難い状況にある。

ついては、部内で貸付金や各種負担金等の統一した回収マニュアルを作成する等、回収の促進に努められたい。

ウ 旧東部健康増進センターの跡地について(健康対策課)

東部健康増進センターは昭和50年度に設置され、県民の健康増進に寄与してきたが、平成10年度末に廃止されたところである。この跡地の利用計画については福祉保健部が鳥取市と再三協議しているが、今のところ利用計画がないと聞いている。

ついては、土地利用について全庁的に検討され、有効活用の方策を探られたい。

また、有効な解決策が決定するまでの間においても有効利用に努められたい。

エ 各種相談業務のあり方について(部内共通)

最近顕著な家庭内暴力(女性及び子供に対する暴力並びに児童生徒による暴力)等に対して、福祉相談 センターや各児童相談所、健康福祉センター等が相談の受付機関とされているが、これらの機関のPRが 十分でないこともあって、その役割分担等が県民からみてわかりにくくなっている。

また、女性に対する暴力の相談等について、職員の対応が十分でないとの指摘もある。

ついては、家庭内暴力や障害者等に対する各種相談業務のあり方について、職員研修や地域バランス、 民間施設等との連携も含め検討され、県民にわかりやすい相談窓口となるよう努められたい。

(4) 生活環境部

災害時のボランティア体制について(県民生活課)

今回の鳥取県西部地震時におけるボランティアについては、県及び市町村社会福祉協議会が直接窓口とな り対応したと聞いているが、十分でなかったところもあるとの指摘も聞かれるところである。

県民活動推進室は、ボランティアの総合窓口として、今回の経験による様々な問題点等を整理して、その 教訓を今後の体制づくりに生かされたい。

(5) 商工労働部

西部地域の企業誘致の促進について(工業振興課)

本県産業の活性化及び高度化を図るため、企業誘致活動や企業立地促進補助金の交付等各種施策が推進さ れているところである。しかし、企業局の所有する県営工業団地の境港外港竹内地区は売却予定地の40パー セント以上が未売却であり、平成10年度に財団法人米子崎津地区開発促進公社から引き継いだ米子崎津地区 については基盤整備が全く手つかずの状況にある。

さらに、夫る10月6日の鳥取県西部地震の被害により売却予定地への企業進出は非常に厳しい状況になる ことが予想される。

ついては、企業局との連携を一層密にされるとともに企業誘致戦略を再構築し、未売却地の販売促進と西 部地域の工業振興に努められたい。

また、このたびの地震被害の復旧経費等企業会計で賄えない経費については、地方公営企業法第17条の3 に基づく一般会計から地方公営企業の特別会計への補助等も検討されたい。

(6) 農林水産部

ア 公共事務費執行状況について(農政課)

公共事務費の執行状況について調査したところ、概ね良好に執行されているものと認められるが、次の とおり改善すべき点があった。

今後とも、事務費の適正執行に留意するとともに、早期令達を行うなど、より効率的な執行に努められ たい。

- (ア) 年度末において事務費等相当数の科目更正が行われていた。
- (イ) 需用費の執行(コピー用紙の購入)において、使用量を大幅に上回る購入が行われているものがあっ た。
- (ウ) 役務費の執行(郵券の購入)において、多額の在庫があるにもかかわらず、新規に購入をしている ものがあった。
- イ 農村における男女共同参画社会の推進について(経営指導課)

鳥取県農山漁村女性ビジョンに基づき、農村女性の社会参加を促し、地域農業・農村の活性化と男女共 同参画社会の実現を図るため、各種啓発事業等を実施しているが、女性の農業委員等公的な立場への参画 は十分でなく、家族経営協定の締結農家数もわずかである。

ついては、農業の担い手の半数を占める女性の社会参加を支援するため、働きやすい条件整備をより一 層積極的に推進されたい。

ウ 登記事務の促進について(耕地課・各地方農林振興局)

公共事業により取得した用地の登記促進については昨年度も協議したところであるが、依然として登記 率が低いので、新たな登記促進計画を作成するなど抜本的な登記促進策を検討されたい。

また、本県における地籍調査事業の進捗率は全国に比べて著しく遅れており、登記の促進が図られない 大きな要因となっているものと考えられる。

ついては、同事業に係る人件費を補助対象とするよう国に強く要望するとともに、事業の必要性につい て市町村を啓発し、事業未着手の市町村に対する指導を強化する等、事業促進に一層の努力をされたい。

(7) 土木部

ア 公共事務費執行状況について(管理課)

公共事務費の執行状況について調査したところ、概ね良好に執行されているものと認められるが、次の とおり改善すべき点があった。

今後とも、事務費の適正執行に留意するとともに、より計画的な執行計画を定め早期に令達を行う等、 より効率的な執行に努められたい。

- (ア) 年度末において、事務費等相当数の科目更正が行われていた。
- (イ) 需用費の執行(コピー用紙の購入)において、繰越在庫が多量であったため、当該年度の使用量を 大幅に下回る購入となっていたが、各年度において計画的な執行に努める必要がある。
- (ウ) 役務費の執行(郵券の購入)において、年間使用量以上の購入が行われているものがあった。
- イ 年度末発注の請負工事に係る工期の設定について(部内共通)

土木工事の適正な執行を図るため、土木工事標準積算基準書で工事別工事日数を定めているところであ

しかしながら、年度末における請負工事の発注において、工事の進捗を図る等の理由から、定められて いる工事日数によらず、工期の終了を年度末として、発注及び契約締結を行い、議会の繰越承認の後に工 期延長を行っている事例がある。

年度末に工事の発注を行う場合には、工期の設定を安易に行うことなく、適正な工期を設定した契約の 締結と進捗状況の的確な管理に努められたい。

ウ 工事に係る検査体制について(工事検査室)

工事検査室における平成11年度の専任検査員(10名)の検査状況は1人平均255件、兼務検査員(46名) の検査は全体の約45パーセントを占め1人平均44件となっており、1人当たりの検査件数が非常に多く十 分な検査が行えない理由の1つと考えられる。

ついては、検査体制の強化を含めた実施方法等の改善を検討し、検査の充実に努められたい。

(8) 教育委員会

ア 旅費の支出事務の適正化について(小中学校課・高等学校課)

教員海外短期派遣事業について、相当な額の個人負担がされている。

また、高等学校の旅費については、精算払が遅延しているものが見られたが、その理由は単なる事務処 理の遅れ以外に必要な予算が十分に措置されていないことも一因であると思われる。

ついては、条例に定める旅費額が適正かつ円滑に執行できるようその実態を把握するとともに、適切な 予算措置、令達等に努められたい。

イ 県立図書館における図書の購入方法の改善について(図書館)

図書館における図書の選定は、書店が持ち込んだ現物図書を見ての選定、購入(見計らい)が大部分を 占めており、持込み業者は、鳥取市内の5書店に限定されているのが実態である。

また、この見計らいによらない場合でも、購入先は同じ業者に限定されているため、機会均等の意味か ら広く県内業者が参加することができるよう購入方法を改善されたい。

(9) 出納局

財務会計事務の適正な執行について(全庁共通)

本年度の定期監査において、収入事務における調定の漏れ、誤り、遅延等、支出事務における旅費の過払 い、精算時期の遅延、不必要な郵券の年度末一括購入等、契約事務、補助金事務等における基本的な認識を 誤った事務処理の事例が多数見受けられた。

出納局においては、各機関に対する会計事務検査、指導のほか、県職員の研修にも努力しているところで あるが、今後一層、基礎的な知識や重要性の認識が職員に十分徹底され、適正な事務処理が行われるよう努 められたい。

(10) 企業局

造成土地の売却促進等について

埋立事業の造成土地である境港外港竹内地区は、売却予定地の40パーセント以上が未売却であるとともに、 現在造成土地の販売価格は原価割れの状態にあり、今後も周辺土地の価格の動向次第ではさらに売却価格が 下がることも懸念される。

また、平成10年度に財団法人米子崎津地区開発促進公社から引き継いだ米子崎津地区については基盤整備 が全く手つかずの状況にある。

さらに、去る10月6日の鳥取県西部地震の被害により今後の売却予定地への企業進出は、非常に厳しい状 況になることが懸念される。

ついては、下記の売却促進策等について検討されたい。

- ア 境港市、米子市をはじめとする地元行政機関、経済団体及び県商工労働部との一層の連携強化による販 売促進策
- イ 竹内団地については、土地販売価格の原価割れによる経営収支の改善対策
- ウ 崎津団地については、中・長期的視野に立った基盤整備計画の早期策定及び販売促進策

16	平成12年12月 6 日	小唯口	馬	圦	県	公	¥坟	(号外 <i>)</i> 第112号	